

令和8年7月1日改正の経営事項審査に係る再審査を希望される方へ

(愛知県知事許可業者向け)

令和8年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、改正前の審査基準に基づく審査の結果通知を受けている方は、改正の施行日(令和8年7月1日)から120日(令和8年10月28日)以内に限り、新たな審査基準に基づく再審査を申し立てることができます。

再審査に係る審査手数料は無料です。また、再審査の申し立ては任意です。

本件に関するお問い合わせ先
都市・交通局都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室 建設業第一グループ
電話 052-954-6502 (ダイヤルイン)

1 再審査の対象項目

令和8年6月までに、経営規模等評価・総合評定値請求の申請を行い、結果の通知を受けた方のうち、下記のいずれかに該当する方。

- 建設技能者を大切にしている企業の自主宣言制度の宣言をしている方
- 建設機械の保有状況について新たに追加された以下の加点対象建設機械を保有している方
 - ・アスファルト・フィニッシャ
 - ・不整地運搬車

※再審査の結果を通知するのは、再審査申請を行った月の翌々月末です。このため、次に該当する方は、上記に該当していても再審査の申請を行うことはできません。

・再審査申請を行った月の翌月に、新しい審査基準日で経営規模等評価申請・総合評定値請求を行う予定の方。

・再審査の結果通知書の発送予定日(次頁参照)時点で、当該結果通知書の有効期限(審査基準日から1年7ヵ月)を迎えている方。

2 再審査の申し立て方法

管轄の建設事務所(名古屋市内に主たる営業所を置く方は都市総務課建設業・不動産業室)へ **再審査の予約を取った後、郵送又は建設業許可の窓口への投函**にて、再審査の申し立てを行います。

ただし、名古屋市外に主たる営業所を置く方であっても、前回の申請の際に書類補正等の理由により都市総務課建設業・不動産業室に来庁して申請の受付をされた方(結果通知書右上の文書番号が「8都総第4-●●●●号」となっている方)は、再審査の申し立ても都市総務課建設業・不動産業室にて行います。

【持参書類】

1. 経営規模等評価再審査申立書 正・副2部
2. 再審査を行う審査対象事業年度の、
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本（従前の申請書）
3. 2の申請の結果通知書（従前の結果通知書）
4. 建設業許可関係書類（建設業許可申請書（副本）、事業年度終了届出書（副本）、
変更届（副本）（変更がある場合））
4. **再審査を行う項目についての確認資料**
5. 郵送で副本の返却を希望される方は返信用封筒
6. 結果通知書の受領を委任される方は結果通知書送付用封筒
※宛名を記載した長三サイズ、切手不要

再審査は、各建設事務所で開催される経営事項審査の日程により行います。補正等があった場合は審査日当日に連絡がありますので内容がわかる方がご対応ください。審査後、副本を返却します。

再審査の結果は、下記の時期に通知されます。

再審査申立時期	審査日	結果通知の 発送予定日	備考
7月中	各建設事務所の 8月経審実施日	9月末頃	審査基準日が令和6年12月 以降の方が申立可能。
8月中	各建設事務所の 9月経審実施日	10月末頃	審査基準日が令和7年1月以 降の方が申立可能。
9月中	各建設事務所の 10月経審実施日	11月末頃	審査基準日が令和7年2月以 降の方が申立可能。
10月中(29日まで) ※必着	各建設事務所の 11月経審実施日	12月末頃	審査基準日が令和7年3月以 降の方が申立可能。

※申立時期については、各建設事務所に書類が到達した日を申立日として取り扱います。

【各建設事務所の連絡先】

◎建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先

(知事許可業者)

主たる営業所の所在地	提出先	電話番号
名古屋市全域	都市・交通局都市基盤部 都市総務課建設業・不動産業室 (名古屋市中区三の丸3-1-2)	052-954-6502
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所 (名古屋市中区三の丸2-6-1)	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 (一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4)	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の区域	海部建設事務所 (津島市西柳原町1-14)	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 (半田市瑞穂町2-2-1)	0569-21-3233
岡崎市、西尾市、及び額田郡の区域	西三河建設事務所 (岡崎市明大寺本町1-4)	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 (知立市上重原町蔵福寺124)	0566-82-3114
豊田市、みよし市の区域	豊田加茂建設事務所 (豊田市常盤町3-28)	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 (新城市片山字西野畑532-1)	(代) 0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市及びの区域	東三河建設事務所 (豊橋市今橋町6)	0532-52-1312

受付番号

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

再審査申立の場合はここを抹消

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

中部地方整備局長
愛知県知事 殿

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01 令和 年 月 日	令和 年 月 日	-

申請許可番号	02	大臣知事コード	23	国土交通大臣知事許可(一般/特)	第 号	許可年月日	平成 年 月 日
--------	----	---------	----	------------------	-----	-------	----------

前回の申請許可番号	03	大臣知事コード		国土交通大臣知事許可(一般/特)	第 号	許可年月日	平成 年 月 日
-----------	----	---------	--	------------------	-----	-------	----------

審査基準日	04	令和 年 月 日
-------	----	----------

再申請提出時において有効な許可を記載

申請等の区分	05	
--------	----	--

「4」を記載

処理の区分	06	
-------	----	--

法人又は個人の別	07	(1.法人) (2.個人)
----------	----	---------------

再申請提出日現在の許可状況を記載

商号又は名称のフリガナ	08	
-------------	----	--

商号又は名称	09	
--------	----	--

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	
-----------------	----	--

代表者又は個人の氏名	11	
------------	----	--

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	23
-------------------	----	----

主たる営業所の所在地	13	
------------	----	--

郵便番号	14		電話番号	
------	----	--	------	--

許可を受けている建設業	15		(1.一般) (2.特定)
-------------	----	--	---------------

経営規模等評価対象建設業	16	
--------------	----	--

前回の申請と同一

前回の申請と同一

(用紙A4)

2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 3 年 5 月 7 年 10 月										審査対象事業年度 自 11 年 13 月 15 年 17 月 19 月 (1.2年平均) 2.3年平均					計算基準の区分																																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月																																																			
業 種 コ ー ド	完成工事高 (千円)										元請完成工事高 (千円)										完成工事高 (千円)										元請完成工事高 (千円)																									
3 2	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																													
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																								
3 2	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																													
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																								
3 2	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45	3	5	6	10	15	16	20	25	26	30	35	36	40	45
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																													
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																								
3 3	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40								
工事の種類	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																													
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																																								
3 4	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40	3	5	10	13	15	20	23	25	30	33	35	40								
合計	完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																																													
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)																																																								

前回の申請と同一(提出がある場合のみ)

工事種類別 完成 工事 高 付表

申請者 _____

審査対象業種の完成工事高 (移行後の完成工事高)	左 記 の 内 訳
(審査対象事業年度)	
(前審査対象事業年度)	
(前々審査対象事業年度)	

* 完成工事高の2年平均か3年平均かの選択にあわせて、必要な年数分を記載してください。

審査等手数料証紙貼付書

愛知

**再審査の場合は
手数料無料**

つける

経営規模等評価申請手数料及び総合評定値請求手数料

業種	(1)	(2)	(3)	業種	(1)	(2)	(3)
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

手数料の区分

- (1) 「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合
※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「1」
手数料＝8,500円＋2,500円×業種数
- (2) 「経営規模等評価の申請」の場合
※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「2」
手数料＝8,100円＋2,300円×業種数
- (3) 「総合評定値の請求」の場合
※申請書（様式二十五号の十一）の項番「05」申請等の区分が「3」
手数料＝400円＋200円×業種数

令和8年7月以降の新様式を用いること

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 3 [1.有、

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 3 [1.有、

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 3 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 3 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 3 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 6 3 5 10 (単位) 技術者数 11 15 (人)

技能レベル向上者数 4 7 3 5 (人) 技能者数 9 10 (人) 控除対象者数 15 20 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 3 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 3 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 3 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

前回申請と同様 ※旧様式における項番41~43は削除されているので上からそのまま転記しないよう注意

Table with 3 columns: 技術職員数(A) (人), 若年技術職員数(B) (人), 若年技術職員の割合(B/A) (%)

Table with 2 columns: 新規若年技術職員数(C) (人), 新規若年技術職員の割合(C/A) (%)

建設技能者を大切にす企業自主宣言制度の宣言の有無 5 2 3 [1.有、2.無]

項番52 確認資料で宣言の有無を確認する

建設業の営業継続の状況

営業年数 5 3 3 5 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 3 [1.有、2.無]

Table with 3 columns: 初めて許可(登録)を受けた年月日, 休業等期間, 備考(組織変更等)

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 5 5 3 [1.有、2.無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 5 6 3 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 7 3 [1.有、2.無]

項番53~61 前回の申請と同一

建設業の経理の状況

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 3 5 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 3 5 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) 6 1 3 5 10 (千円) 審査対象事業年度 審査対象事業年度の前審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 6 2 3 5 (台)

項番62 様式9の台数と一致させる。台数の変更はアスファルト・フィニッシャ、不整地運搬車の追加に限る

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 6 3 3 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 4 3 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 3 [1.有、2.無]

前回の申請と同一

前回の申請と同一

(用紙A4)

20005

技術職員名簿

頁 項番 数 81 3 5 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード		有資格区分コード	講習受講	有資格区分コード		講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
					3	5			10				
1			年 月 日		8	2							
2			年 月 日		8	2							
3			年 月 日		8	2							
4			年 月 日		8	2							
5			年 月 日		8	2							
6			年 月 日		8	2							
7			年 月 日		8	2							
8			年 月 日		8	2							
9			年 月 日		8	2							
10			年 月 日		8	2							
11			年 月 日		8	2							
12			年 月 日		8	2							
13			年 月 日		8	2							
14			年 月 日		8	2							
15			年 月 日		8	2							
16			年 月 日		8	2							
17			年 月 日		8	2							
18			年 月 日		8	2							
19			年 月 日		8	2							
20			年 月 日		8	2							
21			年 月 日		8	2							
22			年 月 日		8	2							
23			年 月 日		8	2							
24			年 月 日		8	2							
25			年 月 日		8	2							
26			年 月 日		8	2							
27			年 月 日		8	2							
28			年 月 日		8	2							
29			年 月 日		8	2							
30			年 月 日		8	2							

前回の申請と同一

(用紙A4)

年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

建設機械の保有状況一覧表

審査基準日： 年 月 日

申請者

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日		検査実施等年月日
							リース開始日	リース期間満了日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					自社所有	年 月 日		年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン ダンプ車・アスファルトフィニッシャー・不整地運搬車 高所作業車・締固め用機械・解体用機械					リース	年 月 日	年 月 日	年 月 日

アスファルト・フィニッシャー、不整地運搬車の追加がある場合は申請時の内容に書き加える形で作成
追加がない場合は前回申請と同じ内容を改めて記載

前回の申請と同一（提出がある場合のみ）

様式 12

（用紙A4）

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者 I D

住所
商号又は氏名
代表者氏名

申請区分（1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事）

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要なものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は全ての建設工事について、「2」の場合は全ての公共工事について、記載すること。
なお、表中に記載する内容が無い場合は「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第1条の2第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

記載例

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書

自主宣言制度にて宣言した日付を記入
(別途持参する宣言書と一致すること。)

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」において、令和8年2月1日付で宣言した取り組みについて、取組開始日以降（行な/行っている）ことを誓約します。

また、建設業法第27条の26第1項に定める国土交通大臣又は都道府県知事及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うこと及び上記の内容を確認する目的の調査に協力することに同意します。

不要なものを見え消し

—地方整備局長
北海道開発局長
愛知県知事 殿

令和8年7月1日

取組開始日が審査基準日より後の場合はA、前の場合はBを記入

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
商号又は氏名 愛知建設工業（株）
代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

取組開始日は、宣言書に記載されているものと同一とすること。

申請区分 **B** (A. 取り組みを行う、B. 取り組みを行っている)

項目	日付
審査基準日	令和8年3月31日
取組開始日	令和8年3月1日

自主宣言制度における宣言を「有」としている場合は、本紙と国土交通省の「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言ポータルサイト」から事業者を選択して出力できる、宣言書の提出が必須

記載要領

- 1 「（行う/行っている）」については、不要のものを消すこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 3 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する英字を記入すること。
- 4 「A. 取り組みを行う」について、審査基準日時点で取組開始日が到来していない者において、取組開始日以降は当該自主宣言の取り組みを行う場合を指す。なお、取組開始日の到来後、当該自主宣言の取り組みを行っていない場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 5 「B. 取り組みを行っている」について、審査基準日時点で取組開始日が到来している者において、当該自主宣言の取り組みを行っている場合を指す。なお、当該自主宣言の取り組みを行っていないにもかかわらず本誓約書を提出した場合は、虚偽申請として建設業法に違反するおそれがあるため留意すること。
- 6 表には、受審している経営事項審査の審査基準日及び「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」で設定している取組開始日を記入すること。